

国道交第105号の2  
平成25年1月30日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省道路局長

重量物・長大物の荷を出すにあたってのご理解とご協力について（協力要請）

平素は、道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の道路は、車両総重量25t、長さ12mの車両の通行を前提として造られており、車両に積載した状態でこれを超える重建設機械などの重量物や建設資材などの長大物を運ぶ場合には、道路管理者によって通行が可能か確認する必要があります。また、経路によっては、自動車検査証の最大積載量の荷物を積めない道路もあります。

これまで国土交通省では、経済活性化や国際競争力の強化に資する車両の大型化に対応するため、道路構造を勘案し、道路を通行する車両の重さや高さに関する制限を引き上げるなどの措置を実施してきました。

一方、我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路構造物の老朽化が急速に進行しており長寿命対策が求められているところです。

このことから、今般、道路の構造を保全する観点から重量制限を超過する大型車両の通行に対し取締り・指導の徹底を図り、国道事務所等において対面で是正指導書を手交し是正を求め、それでもなお是正されない場合には、会社名及び是正指導内容等を公表する旨を規定し、別添のとおり国の道路管理者あて通達したところです。

道路法違反の解消については、車両を通行させる者の自覚による法令遵守が必要であることはもちろんですが、貨物輸送依頼者のご理解とご協力が不可欠であります。貴団体におかれましても、以上のような趣旨を十分ご理解のうえ、傘下の会員に対して貨物の輸送依頼にあたっては、下記事項の徹底について周知方お願いする次第です。

なお、あわせて同封しますリーフレットを傘下会員に配布されたくよろしくお願い申し上げます。

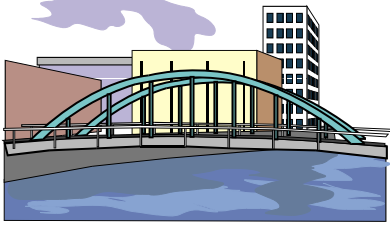
#### 記

1. 貴団体の傘下会員に対して、当省地方整備局等が開催する重量物・長大物についての法令遵守の講習会等に参加するよう周知すること
2. 貴団体の傘下会員に対して、重量物・長大物の輸送にあたって経路によっては特殊車両通行許可が必要な場合があり、その場合、一定の期間（許可取得）が必要となるため余裕をもって輸送の依頼に配慮するよう周知すること
3. 貴団体の傘下会員に対して、重建設機械の輸送にあたって特殊車両通行許可どおりに分解した上で輸送の依頼に配慮するよう呼びかけすること
4. 貴団体の傘下会員に対して、分解した重建設機械を組み立てる場所の確保に配慮するよう周知すること

# 「特殊車両通行許可制度」とは

## 【道路】

国民の財産として大切に使うもの



## 【車両】

社会・経済活動に必要不可欠なもの



道路の規格を超える車両が存在する

### 【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。

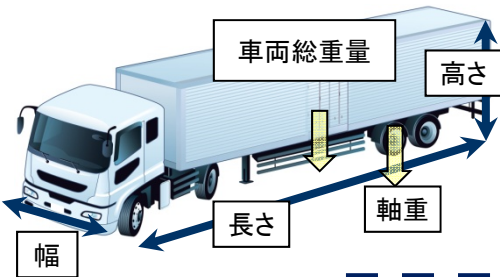
### 【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

# 「特殊車両」に該当する車両



車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)	参考	
		道路運送車両の保安基準	道路交通法
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。(それぞれが12mまで)	積載状態で自動車の長さの10%を超えた貨物のみ出しは不可 他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	積載状態で貨物のみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	積載物の重量は自動車検査証等に記載の最大積載量を超えてはならない
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし

どれか1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要になります。

※軸重とは、1つの車軸にある全ての車輪を通じて道路面に加わる荷重の総和

# 「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を**通行可能か否かの判断**(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。



## 【ポイント】

- 許可期間は、車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により**最長2年まで**。
- 詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

## 「特殊車両通行許可」に関して気をつけていただきたいこと

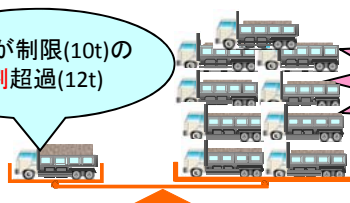
**!!自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。**

→通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、**迂回ルートによる申請**や**貨物を分解して積載重量を減らした申請**によって許可できることもあります。

**重量制限超過は、国民の財産である橋にこれだけの負担をかけています**

軸重が制限(10t)の  
2割超過(12t)



橋への負担は  
制限(10t)以下の車両で  
**9台分以上!!!**

損傷(鋼材破断)の実例→  
(国道23号 木曾川大橋)



**!!申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。**

重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。

**!!許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。**

→許可は、**車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とする**ものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に**誘導車を配置する措置**や、交通量の少ない**夜間に通行する措置**等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、**罰則の適用を受ける**ことがあります。(道路法第102条第1号)

**!!繰り返し違反があった場合、違反者に関する情報の公表を開始します。**

→平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。

# 車両制限令違反防止講習会

日時 平成25年**2月27日(水)**

14:00～16:00(開場13:30)

場所 **大阪合同庁舎1号館**  
国土交通省 近畿地方整備局  
**「第一別館 2階 大会議室」**

大阪府中央区大手前1-5-44

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用下さい。



定員 **120人**

※申し込み先着順、但し、定員になり次第締め切ります。

## 電車によるアクセス

京阪本線 天満橋駅より徒歩約8分

地下鉄谷町線 天満橋駅より徒歩約5分

参加費 **無料**

## 講習会次第

- |       |   |
|-------|---|
| 13:30 | 受付開始                                    |
| 14:00 | 講習会開会<br>開会挨拶                           |
| 14:10 | 特殊車両通行許可制度について<br>(国土交通省 近畿地方整備局)       |
| 14:40 | DVD上映<br>「車両制限令 ー安全は法を守ることからー」          |
| 15:00 | 貨物自動車運送事業に対する行政処分等について<br>(国土交通省 近畿運輸局) |
| 15:30 | 道路運送車両の保安基準の緩和について<br>(国土交通省 近畿運輸局)     |
| 16:00 | 講習会閉会                                   |

# 応募要項

【応募方法】 はがき、FAXで、次の事項を記入のうえお申込みください。  
代表者の団体名、〒住所、氏名、電話番号と参加者全員の氏名

【応募先】 〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館  
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課  
「車両制限令違反防止講習会」係

F A X 06-6942-3911

申し込み先着順、但し、定員になり次第締め切ります。  
参加証は発行いたしません。

【問合せ先】 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課  
TEL:06-6942-1141(内線)4531 平日9:30~17:00

## FAX 06-6942-3911

- 枠内に必要事項をご記入のうえ、この用紙をそのまま送信してください。
- FAX送信の際、表裏にご注意ください。

団体(会社)名

参加代表者の氏名

部署

役職

参加代表者の住所 〒

TEL:

FAX:

E-Mail:

他の参加者氏名	団体名	部署	役職